

平成22年 12月 議会運営委員会

世田谷区議会議会運営委員会会議録第四十号

平成二十二年十二月四日（土曜日）

場 所 議会運営委員会室

出席委員（十一名）

委員長	菅沼つとむ
副委員長	市川康憲
理事	上島よしもり
理事	下山芳男
理事	諸星養一
理事	すがややすこ
理事	桜井 稔
理事	竹村津絵
	穴戸のりお
	佐藤弘人
	風間ゆたか

委員外出席者

議長	川上和彦
副議長	高橋昭彦
	羽田圭二
	大庭正明
	木下泰之
	小泉たま子
	あべ力也

稲垣まさよし

上川あや

ひうち優子

青空こうじ

事務局職員

局長	河上二郎
次長	星 正彦
庶務係長	長谷川哲二
議事担当係長	岡本守広
議事担当係長	林 勝久
議事担当係長	渡部弘行
議事担当係長	中潟信彦
調査係長	戸塚 匡

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 議案審査

- ・ 議員提出議案第九号 世田谷区議会委員会条例の一部を改正する条例

◇ ~~~~~ ◇

午前零時一分開議

○菅沼 委員長 昨日に引き続き会議を開きます。

◆桜井 委員 先ほども何度も言っているんですが、今回の世田谷区議会委員会条例ということは、議会として広く区民に公示して公聴会を行うということでありますから、それはもちろん議長が行うというのは当然であります。委員長や一議員が行えるものではありませんので、それは議長が行うというのは当然でありまして、その上に

立った上で、この委員会条例の一部改正ということで、基本構想というのと議員定数に関することを審査するときに、公聴会を開かなければならないということを規定に入れているということを、先ほどから何度も言っているとおりであります。

◆大庭 委員外議員 こここのところで、要するに公聴会の定義というのをあらかじめしておいたほうがいいんじゃないかというのは僕の考え方ですけども、それは置いておいて、公聴会の内容については、要するに委員会の中で決めるわけですよ、こういうことにしたいとか、議論はそうでしょう。こういう形でやりたいとかということですよ。それを実際に外に向かって手続をとるのは議長なんですよ。それはわかりますよね。

そこから僕は質問したいんですけども、第二項でこの承認を得なくていいということになっているんですよ。つまり基本構想と議員定数の削減については承認を得なくていいと。つまりそれ以外は承認を得なければならぬとなっているけれども、逆読みすれば、基本構想と議員の定数に関しては承認を得なくていいということなんです。これは許可じゃないんですよ。承認ということは、簡単に言うと、要するに議長を無視してもいい、議長と接触しなくていいということなんですよ。そうすると、議長はどうしてこの委員会の中で決めたことを、こういうふうにしてほしいということを外に向かって公示できるんですかと、そういうことなんですよ。だって、議長は知らないんですから。

◆桜井 委員 委員会条例の第三項で議長は委員会が公聴会を開こうとするときには、日時及び場所、議案、それを公示するというで書いてあるので、それはもちろんしなければならぬんですが、議長は開こうとするときはこうやらなくてはならないという規定が書いてあるとおりです。

◆大庭 委員外議員 違うでしょう。二項のところで……。

◆桜井 委員 二項はそのほかの問題ですから。

◆大庭 委員外議員 違いますよ。二項は、要するに基本構想及び議員の定数に関しては、議長の承認を得なくていいという規定になっているんですよ。違うんですか。そこですよ。そうでしょう。そうすると、つまり議長の承認を得なければならない、その承認というのは許可じゃないですよということなんです。許可を求めているわけじゃないですよ。つまり委員会としてはこういうことをやりたいと思っていますよということを議長に伝えるというのが承認と言うんですよ。それで議長は、そうですか、委員会としてはそういう方向でやりたいんですねということがわかって、それでいろんなことを調整して、外に向かって公示するという作業を議長がするということが手続的にはなっているんですよ。そのときに、要するに議長に報告しなくていいということが書いてあるんですよ。承認というのは許可じゃないんですよ。ここでは報告なんですよ。

◆桜井 委員 さっき言いました、委員会が公聴会を開こうとするときですよ。委員会が公聴会を開こうとするときに、前項に規定する場合を除き議長の承認を得なければならない。それで三項で、議長は、委員会が公聴会を開こうとするときには、その日時、場所、意見を公示しなければならないと書いてあるとおりなんですよ。言っている意味がわからないんですか。

◆大庭 委員外議員 だから、委員会の中でこういうふうに決めようと、要するにやりたいということを議長はどうやって知るんですかと。知りようがないじゃないですか、これで要するに承認を得なくていいというふうに逆に規定しているんですから。

◆桜井 委員 だから、一項のところは、基本構想または議員の定数に関する議案の審査をと書いてあるんですよ。そのとおりですよ。その中身ですよ。

◆大庭 委員外議員 特定しているんですが。

◆桜井 委員 特定していますよ。だから、特定しているじゃないですか、さっきから言っているのは。

◆大庭 委員外議員 特定しているから、二項の読み方というのは……。

◆桜井 委員 それは委員会を開く時のことですよ。

◆大庭 委員外議員 委員会が公聴会を開こうとするときは、委員会は、要するに議長に報告する必要はないと書いてあるんです。承認というのは報告という意味なんですよ。許可じゃないんですよ。

◆桜井 委員 報告するなんて書いてないじゃない。そんなの、報告じゃないじゃない。開こうとする時の規定ですよ。報告とかそういうものじゃない。開こうとする時の……。言っているのわからないかな。

◆大庭 委員外議員 開こうとする時というのは、どういう形で、規模とか、日時とか、場所とか、そういうものを委員会で決めろということでしょう。それが決まらなかったら開けないじゃないですか。開こうとする時というのは、いつ、どこで、どれぐらいの形で、どういう形で募集というんですか、公示をしようかということを決めるから開こうとできるんじゃないですか。それを決めたときに、要するに議長がその内容を知らなければ、議長が公示するんだから、議長は公示できないじゃないですかということを行っているわけです。

◆桜井 委員 何度も言いますけれども、三項に議長は委員会を開こうとするときに、日時、場所、意見、開こうとする案件の内容、必要な事項を公示すると、これは主語

が議長ですよ。委員会なんて言っていないじゃないですか、さっきから言っているように。

◆大庭 委員外議員 要するに、基本構想と議員定数以外については議長に承認を得ることになっているわけですよ。ですから、議長は委員会の中でそういうふうにやりたいんだなということを、要するに承認というのはそういうことを承るということなんだから、そういうことですねというので、内容を承知するわけですよ。だから、それに基づいて、それに沿った形で公示をするということになっているわけですよ。だけれども、わざわざ二のところで例外を、除きと書いてあるわけですよ。

◆桜井 委員 それ以外はね。

◆大庭 委員外議員 だから、要するに、基本構想と議員定数に関しては、議長に承認を得なくていいということが書いてあるわけでしょう。報告しなくていいというふうに書いてあるわけですよ。そのところがおかしいんだよ。

◆竹村 委員 まずすべての委員会の結果は議長に報告されていると私は解釈しております。

それから、まずなぜ委員会がやらずに議長がやるかということは法的な規定ですべてこのようになっていますが、委員会には対外的な交渉能力がないから、その公示は議長名で行うということが定められています。

◆大庭 委員外議員 だから、今竹村委員が言われたように、すべてのことが、要するに議長に報告されているということであれば、この二項を入れる必要はないじゃないですか。すべてを要するに承認をされているわけですから。何で特別にこれだけ除くというふうにするんですか。除くとしたら、要するに議長は知り得るチャンスがないということになるわけですよ。ですから、これを除けばいいんだけれども。

◆竹村 委員 二項は、一項で定めているのが公聴会を開く義務である案件、つまり基本構想と議員の定数に関する議案という二点を公聴会はもう義務づけということに、これが新たに提案させていただいた内容です。

二項では、それ以外のものにも公聴会が開けるということで、その場合の規定をしています。それ以外の場合の公聴会を開くときは議長の承認が必要であるということ、二項では書いているということです。

◆大庭 委員外議員 だから、義務づけをするのはいいんですよ、それはしなければならぬと言ったって。だけれども、そのしなければならぬことに基づいて委員会の中で内容を定めるわけでしょう。そのことを議長が知らなければ議長は告示はできないでしょうと。承認を得なければならぬ、承認しなくていいということが書いてあるんだもの。

◆桜井 委員 三項で議長が開こうとするときはとって、その中身まで規定していますでしょう。わかりますか、三項で書いてあるじゃないですか。議長が公に公示するときは、その案件が必要なことを認めた上で議長が公示するんですよ。わからないんですか。

◆大庭 委員外議員 だから、その部分というのは、この基本構想と議員定数以外のところにかかってくるんですよ。

◆桜井 委員 違いますよ。三項も入るんですよ。

◆大庭 委員外議員 三項に入れたら、結局わからないじゃない。接触できないと、二項で規定しているんだから。

◆桜井 委員 わかる、議長がそれは承認するんですから。やめてくださいよ、わからない、わからないなんて。

◆あべ 委員外議員 今の話なんですけれども、そもそも議案というのは、これは議案ですよ。議案についてでしょう。議案というのは、議長に議案として上げるんですよ。わかっているじゃないですか、議案で。そもそも議案でしょう。議案を審査するときはと書いてあるんだよ。そもそもが議案なんだよ。それは議長が議案として付託するんじゃないの。そうしたら、議長は知っているじゃない。

それと、先ほど大庭議員が言っていた、公聴会の規定がないからこの議案にはそごがあるという話だけれども、そもそも今ある委員会条例の中で公聴会の規定はありませんよね。ということは、今の条例はそごがあるということなんですか。私はそうじゃなくて、一般論ですよ。法律論でいえば、地方自治体は地方自治法に規定されているのであって、地方自治法上に規定をされている公聴会という内容を援用しているというのは、至極当然、常識ですよ。だから、公聴会の、じゃ、今の委員会条例の中で、公聴会はこうあるべきだ、こういうものだという規定があるんですか。ないじゃないですか。

◆桜井 委員 そのとおりでございます。今言ったとおりです。

◆大庭 委員外議員 それは誤解があるんですよ。今の委員会条例の中では、公聴会は委員会の中で決めることができるというつくりになっているんですよ。

○菅沼 委員長 申しわけございません。今質疑中なので、提出者のほうに質疑をお願いいたします。

◆大庭 委員外議員 例えば、この中で、要するに委員会、委員会と言いますけれども、委員会の付託を省略する場合というのはこれははねられてしまいますよね。それはそういうことでいいんですか。先ほど言ったように、多数派が、要するにこれはもう委員会に付託しないでやりましょうと言ったら、公聴会を防ぐことができるわけですよ。だから、僕はあくまでも、全会派の信頼関係のもとで議会というのは進めなく



てはいけないというのは、要するに公聴会を開く、あなた方がやっている行動も含めて、公聴会を開く方向から離れていくような感じがしているんだけど、少なくともこれは委員会付託を省略すれば、公聴会なんて永遠にできませんよ。そう思いませんか。それは事実でしょう。

◆桜井 委員 付託をするかしないかは、本会議場での決定ですから、そのときの決定次第でしょうね。

◆大庭 委員外議員 だから、これは義務化なんかできないわけでしょう。要するにこんなことを言ったって。義務化はできていないわけでしょう。要するに本当に義務化をするためには、信頼関係に基づいた形での議論を深めていかななくてはいけないのに、ここの一項だけでその義務化をするような条例をぽんと出してやって、それで公聴会なんか外すことなんて幾らでもできるじゃないですかということを行っているわけですよ。それは認めますよね。

◆桜井 委員 付託するかしないかは、本会議での決定次第ですから、それはこれ以上言えませんよ。いろんな議案が出て、それを付託するかしないかは本会議場の問題でしょう。何を言っているんですか。

◆大庭 委員外議員 僕は、やはり公聴会というのを本当に区民の皆さんのために、区民の皆さんの意見を聞くためにやっぱりやるべきだということを真摯に考えるなら、それはそんな問題じゃないですよ、それは議会の中の問題ですよとかという言い方を僕はしないと思うんです。本当にそれを考えているのか。ただ、形式的にこういうものを持ち出してやればいいのかというふうにしかならぬ中で感じられないんですけども、感想ですからいいです。

◆すがや 委員 事実確認をさせていただきたいので、先ほどの決議に関して、上川議員から提案理由の説明があったかと思うんですけれども、この委員会条例の一部を改正する条例が決議と一体というご発言が先ほど提出者のほうからありましたので、もう一度上川議員から決議の提案理由の説明を読み上げていただけますでしょうか。

○菅沼 委員長 質疑じゃなければできない。こちらがやる分にはできる。

◆すがや 委員 私たちの的には、その事実確認をさせていただきたいなというふうに思っているんですね。その内容が、私たちから見れば、要は主要会派が法に基づく正式な公聴会の開催を求めても拒否したかのごとくの説明があったというふうに私たちとしては認識しているんです。その件に関して、先ほど来私たちが主張しておりますとおりの、議研の中の議論の中では、法に基づく公聴会を主張していたのはむしろ私たちのほうであって、それを拒否してきていたのは、桜井委員や竹村委員の所属する会派の委員であったというふうに私たちは考えているんですが、それについてはどのようにお考えですか。

◆竹村 委員 二日前のことをしっかり皆さん、二日前ですから、記憶にあるはずで。否決されたのは、民主党さん、自民党さん、公明党さんです。今回の法に基づく公聴会、この議案の審議において法に基づく公聴会を開催することができる状況になっておりました。これを前段の議運でも求めてまいりましたし、市民から六件の緊急要請も当日私たちは受け取っています。議長が受け取って、委員に配付されておりますが、その一日の審議、進行次第が諮られた際に、公聴会を求めることを提案いたしました。そこで諮られまして、賛成者は桜井委員、それから私と二名のみで、賛成少数ということで公聴会の開催は否決されております。

○菅沼 委員長 済みません。私がかちょっと間違えまして、提出者なので、上川議員はしゃべられます。お願いします。

◆上川 委員外議員 読み上げます。議員提出議案第八号「公聴会の開催などで幅広い区民意見を反映させ、いっそうの議会改革を推進する決議」の提案理由について申し上げます

この決議を提案するきっかけになったのは、今定例会に上程されております議員提出議案第四号「世田谷区議会議員定数条例の一部を改正する条例」を提案、審議する過程において、議会制民主主義の根幹にかかわる危機を感じたからです。議研のことではありません。

今回の議員定数を審議する条例改正案——さっきの改正案です。四号——区民の参政権に直接かかわる重要な議案です。それにもかかわらず、区民に広く意見を募ることもなく——これは我々の会派だけがやっていた——また区民に議案立案の検討過程を報告することもなく——これも事実だろうと思います——このことを指して、全く区民不在のまま、数を頼んで議員定数の削減が議会で強行されました。

◆大庭 委員外議員 先ほどの審議の中で、質疑があった中で、僕はよく状況がわからなかったんですけども、要するに呼びかけたにもかかわらず、日程が合わずに拒否されたというようなことがあったんですけども、それで、その理由についてどうしてその日程調整がつかなかったのかということ、やはりこれは、議員として、議会に対して参加することは当然の義務なわけですから、それ相当の何か理由があったんですか。一回だけ、ここの日だけ集まれとかということだったら、それはしようがないかもしれませんが、何回かにわたって集まって議論しましょうというようなことを申し出たにもかかわらず、拒否された。その理由というのが、答弁では日程が合わなかったと言うんだけれども、その理由は何なのですか。僕はそれは知りたいと思いますね。

◆桜井 委員 その日程の問題を、先ほども言いましたけれども、やっぱり参加している研究会の委員の全員の合意でということで、座長、副座長がいろいろやっていた

だいて、調整が合った日を決めてやっているわけで、拒否したとか、そういう問題じゃなくて、皆さんの日程が合う日ということでやっているわけで、それは佐藤弘人委員も認めて、その日程でやりましょうとなっているわけで、それを拒否した、拒否しないという問題じゃないんです。日程を合意させるということでやっていただいたんです。それ以上じゃありません。

◆竹村 委員 まず、なぜ研究会のことがそれほど今皆さんがそのことをおっしゃっているか理解できません。公聴会を開くことができたかどうかという最終的な結論が二日前にありまして、皆さんは否定をしたと、公聴会は必要ないということで手を挙げられているんですよ。そこで公聴会をやろうと皆さんが賛成をすれば、公聴会はできたわけですので、研究会の話に戻り、また日程のことに戻っても、何ら意味がないというふうに思います。

それからもう一点、日程調整のことを盛んにおっしゃっています。日程調整というのは、両者の調整を諮ることです。ですので、提示されたものにおいて、我が会派の委員が日程が合わないということであれば、ほかの皆さんがほかの日程も合わせ調整する、両者の責任ではないかと思えます。

◆あべ 委員外議員 議案を提出した後に、議運で公聴会の開催を決めるかどうかというのが、先ほども上杉委員が正式な公聴会の手続は何なんだというふうに議研の中でお尋ねになったということで、事務局はお答えをいただいているわけですよ。そうすると、正式な公聴会の開催というのは、議運の中で議案が提出されたときに、公聴会を開いてほしいと言ったのが正式な要請なんじゃないですか。それを拒否したのはだれなんですか。それが事実じゃない。事実はどうでしょう。じゃ、正式な公聴会っていつ求めるものなの。

◆竹村 委員 あべ議員の質問にお答えいたします。正式な公聴会の開催を否定したのは、何度も申し上げます。一日の議会運営委員会の場において、民主党さん、自民党さん、公明党さんの委員です。（「そのとおりだよ。正式な公聴会を求めたのを否定したんだ」と呼ぶ者あり）

○菅沼 委員長 あべ議員、たびたびの不規則発言、気をつけてください。

◆大庭 委員外議員 議運が開かれた中で、委員外議員も参加しているわけで、その委員外議員の発言というのがゼロだということであれば、今の言い方というのは成り立つかもしれませんが、少なくともあの場所で、公聴会の開催については、私は意見を申し上げたつもりです。それを覚えているでしょうかということをお願いなんですけれども、要するに、公聴会を開きたいのであれば、あなた方が開きたいのであれば、別にそれは拒否はしませんよと、賛否は出ませんがね。だけれども、要するに、もしやりたいのであれば、あなた方は五人以上いらっしゃるならば、改めて新しい議案を出していただければ、つまり議員をふやせとか、維持しろとかという形の案を出していただければ、新たな議案の提出になるから、それに基づいて公聴会を開くというようなことというのは可能ですよねというふうに僕は皆さんの前では言いましたよ。言った上で、自民も、公明も、民主も、要するにそれだったらできないねというふうに答えたんじゃないですか。僕はそういうふうに聞こえましたけれどもね。頭ごなしに言っているわけじゃないと思いますよ。

◆竹村 委員 私たちの目的は公聴会を開くことが目的で公聴会を求めておりません。あくまでも今回出された議案の審議に対して公聴会を開くことを求めております。

◆大庭 委員外議員 だから、それは、あなた方が主導になって議案を提出して、それに基づいて公聴会をやるというふうに、つまり、公聴会をやるのと議案提出というのは、要するに今までの議会のルールでいけば、議会の議案と公聴会というのをセッ

トにして、あらかじめ事前に出すというルールがあったので、今回のことは、あらかじめそれが、公聴会じゃなくて参考人ということセットにして出てきたという経緯があったから、それはそのまま進めようということで、僕は理解していたわけです。だから、新たにあなた方が公聴会を開きたいというのであれば、あなた方がもう一回提案をして、それは公聴会のセットになった形で出していただければ、この議運の中でも議論はできたんじゃないですかということを僕は言ったつもりです。

◆桜井 委員 それは大庭議員の一つの考え方でもあると思います。ただ、先ほど言いましたように、今出された議案に対して区民の意見を広く聞くということで公聴会を求めているわけで、それはそういう考え方もあるでしょう。もう一個対抗して出すこと。ただ、そうじゃなくて、今回の場合は議員定数議案に対する公聴会ですから、私たちはそれを求めたんです。そういうことです。だから、大庭議員が言うのはわかります。

◆大庭 委員外議員 だから、要するにあなた方の目的というのは、今議会でやっていることを広く区民の皆さんに知ってもらおうということが目的なわけでしょう。そのためだったら、改めてあなた方が主張するんだったら、議案を提案して公聴会をすればいいじゃないですかと、僕はそういう考え方を述べたつもりなんです。それをすべきじゃないですかということです。

◆あべ 委員外議員 公聴会の、正式な公聴会ということなんでしょう。事務局、正式な公聴会というのは、いつ公聴会の開催を求めれば、正式な公聴会の求めになるんですか。

◎河上 区議会事務局長 現委員会条例にございますとおり、公聴会を開くことを決定できるのは委員会のみでございます。議会自体ではなくて、委員会のみが公聴会を開こうとするときを決定することができるということでございます。

◆あべ 委員外議員 ということは、議会運営委員会で公聴会の開催を求めるというのが一番正式な公聴会の求め方なんじゃないですか。委員会の中で公聴会の開催を求めて、それを受け入れられなかったということは、この議会の中でのそれが正式な議論じゃないですか。何を言っているんですか。委員会の中でだれが反対したんですか。はっきりさせましょうよ。

◆竹村 委員 何度も申し上げておりますが、もうはっきりしている事実だと思います。

◆大庭 委員外議員 ここは議会運営委員会であって、権利の主張の場じゃないんですよ。議会運営の目的というのは、議会運営という議会の円滑な運営を図るために設けられているわけですよ。だから、ここは議会運営を図る上で、それは権利の主張はいいですよ、これはできる、できると。議会運営について権利の主張は結構ですよ。それは当然ですよ。だけれども、運営についてはどういう責任を負っているんですかということなんですよ。運営というのはあるでしょう。議会の権利でこれはできます、あれはできますと。だから、それをぼんぼんやったって、要するに運営がめちゃくちゃになってしまったら、それは議会の円滑な進行を妨げることになるじゃないですか。だから、議会の運営についての責任の発言はあってしかるべきだと僕は思いますよ、それは権利の主張だけで。それはどう考えているんですか。

◆桜井 委員 だから、私どもは、今回も議案提案をさせていただいて、本会議でも趣旨説明をさせていただいて、それで今はここで議会運営委員会に諮るということでやっているわけで、その手続を一つ踏んだ上でやっていますので、それは理解していただきたいということです、責任というならば。

◆大庭 委員外議員 それはいつ公聴会をしてほしいというふうに言ったんですか。

◆竹村 委員 議運の場においてしております。最終的には、これは結審されているのが十二月一日の議運です。

◆大庭 委員外議員 僕が言っているのは、要するに議会というのは、権利の主張でいつやってもいいですよ。公聴会を開いてくれというふうに要求するのは可能ですよ。でも、やはり社会生活の中で、議会の中で、運営というものがあるわけでしょう、段取りとか、手順というか。そういうようなものというのを考えて発言されているんですか、提案しているんですかということです。

◆竹村 委員 いつということは、今はっきり正確なことはわからないんですが、必要であれば、事務局から議事録を出していただければ、前段で求めていることがわかります。

◆大庭 委員外議員 公聴会を開くとなると、どれぐらいの日数がかかるかということを考えて、あなただっただけ議会の会期日数についてもあらかじめ賛成しているわけでしょう。延長する提案もあわせてしなければ、そういう運営についての責任を負ったことにならないんじゃないですかということですよ、全体の中で。

◆あべ 委員外議員 事実関係を求めていたのは、大庭議員ですよ。公聴会を正式に求めたのはいつなのか。正式な公聴会を求めたとか、そういうことに関して事実関係を求めていたのは大庭議員じゃないですか。それで、事実を歪曲してもらっては困るんですよ。正式な公聴会の開催の求めというのは委員会でやるということなんですよ。そうしたら、議会運営委員会の中で公聴会の開催を求めたというのが正式な求めじゃないですか。違うんですか。教えてくださいよ、大庭議員。

◆竹村 委員 先ほども申し上げましたので、事務局で議事録を確認してください。前段で求めていることは事実ですが、何月何日だったかということは、正式には……。



○菅沼 委員長 どのくらい時間がかかりますか。

◎星 区議会事務局次長 議事録をとということでございます。ただ、議事録は、残念ながら時間がかかりまして、現在まだできていない状況にございますので、議事録を出すということは、今の段階ではちょっとできない状況でございます。

◆竹村 委員 前段の公聴会の開催ができる、これは公聴会を開くときに、何日間ということは、日数というのは議長が決定することになっておりますので、議長がその決定したときに、承認したときに、何日というのはお決めになりますので、私のほうからは申し上げられません。ただ、前段で可能な状況で求めています。

○菅沼 委員長 本会議を午前一時に開く予定ですが、議案の審査が終了していないため、あらかじめ、本会議の開催時間がおくれますので、ご承知おきください。

◆上島 委員 基本的なことをお伺いしますけれども、先ほどから公聴会のあり方についての質疑がありましたが、簡単に言うと、そのやり方とか、人数とか、そういったものをどういうふうに考えていらっしゃるって、先ほどのお話ですと、今回提案をされましたよね。その時点だと、今回の場合はどういう日程でやろうと考えていたのか教えてもらいたいです。

◆桜井 委員 この具体的な日程につきまして、私どもは公聴会で公示されるということであれば、事前に事務局ともいろいろやりとりをしておりました。やっぱり二週間ぐらい必要だろうと。一般区民に広く公示をして、その意見を賛成、反対、両方聞くということはそのぐらい必要だろうということで考えておりました、もちろんそうならば、議会運営委員会また本会議も含めて、それは会期を延期するということも含めて考えておりました。

◆上島 委員 もう一回聞きますけれども、例えばやり方、要するに公示の仕方、また期間は先ほど二週間ぐらいという形ですけれども、実際何人ぐらいお話を聞く予定で考えているのか。それはもしかしたら、議員定数と基本構想とはまた違うかもわかりませんが、そういうことをやっぱり多少考えての提案だと思ひまして、その辺をどう考えているのかということ、あと、できたら予算はどれぐらいかかるかというのを教えてください。

◆桜井 委員 委員会のその人数というのは、委員会をどのぐらいやるかということによって、それはまちまちだと思うんです。賛成十人、反対十人になるのか、それが何人になるのかというのはわかりません。ですから、それは全体の委員会の中での、その委員会をどのぐらい持つのかということによってそれは左右されるだろうと思ひておりますので。

◆竹村 委員 今の補足をします。現行条例の中で、委員会において何人の公述人を選ぶかということは定めるという規定がございます。委員会で定めることになっていきます。

◆上島 委員 つまりは委員会でその都度決めるということでしょうけれども、要するに公聴会をどういうものを作りたいと思ひていたのかというのは、何にもなかったらもういいんですけれども、例えば今回の場合どれぐらいの規模のものを考えていたのかということ一つと、あと予算とか。規模というのは要するに人数です。今回十人ぐらいの区民に来てもらいたかったのか、百人ぐらい来てもらいたかったのか、あと四人ぐらいなのか、その辺というのは、考えていなかったらいいですよ。そういうのがあったら教えてください。

◆竹村 委員 できる限り大勢に来ていただきたいと思ひておりました。

必要な予算はかけていただきたいというふうに思ひます。

◆桜井 委員 予算がどのぐらいになるかは規模によりますね。

◆上島 委員 わからないということですね。

◆桜井 委員 それはそうですね。人数によりますからね。

◆大庭 委員外議員 理事会のところがよくわからなかったんだけど、今回は参考人の招致というのを、参考人の意見を聞くという手続をとっていますよね。それというのは、いわゆる公聴会にかわるものとしての参考人という扱いじゃなかったんですか。議論の経過は違うんだけど、それはどういうことでそういうふうに認めたというか、なったというか。

◆桜井 委員 私どもは参考人は否定しておりませんで、参考人は意見聴取はやるということは認めておりまして、それはやりました。同時に、もっと広く区民から意見を伺うということで公聴会を求めたわけでありまして、それと参考人と公聴会とはまた別のものがあります。

◆諸星 委員 公聴会にかわるものとして我々は参考人招致というものを、八年前も行いましたし、今回についても参考人質疑という、そこには、当然区民の代表ということも私は取り入れるべきだろうというふうに思って、民主党さんとも協議した上で、うちは党としては区民の代表ということで世田谷区民を選ばせていただきましたけれども、反対派の方々については、お二人とも区外の方ということについては、時間もあつたわけですから、当然区民の代表の方で専門家というか、そういう方もあつてしかるべきだったんじゃないかなというふうには私どもは思っておりますけれども、その点についての見解はいかがですか。

◆桜井 委員 参考人は委員会で賛成二人、反対二人をそれぞれ呼ぼうということが決まりまして、それでやってまいりました。同時にさっき言ったように、公聴会とい

うのは、広く区民に公示するという事で、それはもちろん賛成の人もいます。反対の人もいます。どちらも広く区民から意見を聞こうということでありますから、参考人とはまた違う性格でやっていただきたいということです。

◆諸星 委員 そうじゃなくて、なぜ区民の方を選ばれなかったのかということをお前は端的にお聞きしています。端的にお答えください。

◆竹村 委員 これは私は理事会の場でも、議運の場でもこの件は既に申し上げております。反対の立場から二名の参考人を選ぶということに当たりまして、どのような方を選ぶのか、こちらで人選をするということですが、これに関して考えました。区民の意見を聞くことは、私たちも非常に必要だと思っておりますが、たった二人の区民意見を聞くことがいいことなのか、やはりこの重要な議案の審議にはまず専門家は必要だろうというふうに考えました。一人の専門家、一人の区民ということももちろんあり得ましたけれども、たった一人の区民をこちらから選ぶということで、それが区民の意見を代表する意見になるかどうかということは非常に疑問です。ですので、この参考人を選考する過程において、再度公聴会の必要性ということを感じましたので、その段階で公聴会の開催もさらに求めております。

◆諸星 委員 たった一人では疑問だということについては非常に心外ですね。区民の方がたった一人でも主張されるということについて、我々は謙虚な気持ちでそれをお聞きするというのは当たり前じゃないですか。何で一人の人が疑問だというのは、全然理解できないですねということを感じましたので述べてみます。

◆上島 委員 二人じゃだめで、十人ならいいという、それで区民の声を拾えるという論理だって、ちゃんと説明していただかないと我々は理解できませんよ。だからといって、僕らは百人呼べとは言いませんけれども、もともとは、先ほど大庭議員の質問について一度確認したいんですけれども、今回参考人にしたのは、我々は議員と

して意見を聞いているから、そういう立場で議会に臨んでいるので、こういう区民の声を聞く場は要らないと正直申し上げました。多分皆さんとは違う考え方ですね。そういう考え方で臨みました。しかしながら、区民の声もここで改めて聞く機会があってもいいだろうという民主党さんとか、公明党さんの話もあって、当然、共産党さん、生活者ネットさんからもお話があって、その中で、じゃ、参考人という、今回の議会のスケジュールの中で無理のない形でやっていこうということで了解していただいて進めたわけですね。それは確認していますよね。そういうことで進めましたよね。

◆桜井 委員 参考人はそういうことで進めていますよね。

◆大庭 委員外議員 今のお話でいくと、参考人の場合は一人とか二人とかというのは少ないというお考えで、公聴会の場合は性格が違うから、要するにもっと人数を多くということだと思うんですね、今のお話の流れからすると。そうすると、例えば十名か、二十名か、三十名か、五十名かわかりませんが、要するに一人とか二人じゃない数を公聴会で呼ぶということを想定していると僕は思うんです。

そこでちょっと参考のために聞きたいんですけれども、例えば五十人なら五十人、公聴会の公述人と言うんですか、要するにしゃべりたい人を募集して、五十人という形で決めますよね。何人でいいとかと、要するに定数、公述人の数をまず決めますよね。それで、五十人なら五十人という形で公募したときに、期限を切りますよね。二週間以内に五十人集めるといったときに、五十名が集まらなかった場合というのは、これは公聴会はどうなるんですか。

◆竹村 委員 これは何人集めるという規定ではないと思います。これは公示をして、申し出た者及びその他の者の中から、委員会において公述人を定めるという規定に現行条例でなっております。

◆大庭 委員外議員 でも、規模は、要するに公述人の数は決めなくてはいけないわけでしょう。例えば十人なら十人、要するに公募をかけて、それでその数が、応募してきた人が十人なのか、五人なのか、五十人なのかわかりませんが、公述人の数というのは最初から決めるんじゃないんですか。

◆竹村 委員 現行条例にそのあたりの手続がすべてもう定められているんですが、ここについては私たちは改正ということはしておりませんので、この条例にのっとって行うということであれば、あらかじめ人数を定めるということはどこにも記されておりません。公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を委員会に申し出る。そして前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において公述人を定めるということになっています。

◆大庭 委員外議員 僕は先ほどの参考人の中で、一人や二人では少ないという発言があったので、じゃ、公聴会ではそれより多い人数ですよと。その多い人数を想定した中で、応募してきた人数がそれより少なかったらどうなるんですかという質問をしているんですよ。

◆桜井 委員 少ない、多いという問題は答えられません。

◆大庭 委員外議員 事務局に聞きたいんですけども、それは何か特別な取り決めはなかったですか。要するに、人数に達しなかった場合というのは開催できないとか。

◎河上 区議会事務局長 委員会ですら公聴会を実施するかどうかという決定を受けて、それでそれを議長の承認を得て公述人を募集するというので、先ほど竹村委員が言われたように、それに対して、賛否を含めて文書が来る。それを受けて、そのうちから何人公述をされるかということで、賛否のバランスをとって、また委員会で

決定するというような手続が必要になります。ですから、そういう意味で言えば、委員会の決定というのは二段階と申しますか、公聴会の実施という決定と、それから具体的な内容について、文書の審査をして、賛否のバランスをとって人数を決めるということで、二段階の決定が必要になろうかと思えます。

◆すがや 委員 質疑は多分最後にいたしますけれども、提案者の方々に、できれば発言できる方全員にお聞きしたいんですけれども、今回議員定数に関する議案を審査するときは公聴会を開かなければならないということで、きのうまで議論されていた議員定数に関しては削減するということが既に議決されてしまったと、皆さんは反対されたということでしたよね。それが公聴会を開いていないからという理由だったかと思うんですね。（「それだけじゃないですよ」と呼ぶ者あり）いろいろ皆さん理由はあると思います。それは今までの議研の中で、皆さんは議員定数、反対されていたという方も、議員定数をもっとふやさべきだとかいう方もいらっしやったと思うので、それは皆さん提案者それぞれだと思うんですけれども、今この条例案を改正したら、可決されたら、議員定数議案を再度出したいというふうにお考えなんですよ。今期内で議員定数に関する議案を出したいというふうにお考えなんでしょうか。それは、提案者それぞれ、各会派の方にお聞きできればと思いますけれども。

◆桜井 委員 その提案するかしないかは、また別の問題ですので、定数問題でしょう。今やっているのは委員会条例の改正の問題ですから、それを提案するかどうかは団で相談しなければわからないことで、私の一存では言えないということです。

◆すがや 委員 私はそういうことを聞いているんじゃないかと、要は議研の中ではある程度会派の意見というのは出ているわけですよ、減らすとか減らさないとかということで、各会派が意見を出しているわけです。それに対して、出てきた議案に対して、公聴会を開いてほしいというふうには、先ほど主張されておりましたよね。出てきた議

案に対して公聴会を開いてほしいという主張をしたということで、今回この委員会条例の一部を改正する条例を出されたわけですね。議員定数というのは、その参政権にかかわる大変重要な根幹であるからということをおっしゃっておられたと思うんですけれども、それでは、公聴会を開かずに今回議員定数に関する条例が改正されてしまったというきのうまでの経緯があると思うんです。ということであれば、それに対しては、やはり皆さんとしては認めることができないということで、改めてこの条例ができればそれができることになるわけですね。だから、皆さんのお考えとして、議員定数に関する議案を出したいというふうに思っているのか、それは各会派の方々に今のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◆桜井 委員 議員定数問題の条例を出すかどうかという問題はまた別の問題ですので、今ここでは答えられません。この委員会の改正条例についてはこういう規定をしていただきたいということで入れているので、それを定数問題の議案を出すかどうかというのはまた別の問題ですので、ちょっとここではそれ以上言えません。

◆羽田 委員外議員 今回の事態は、議員定数削減についての条例案が出されたわけですね。これはたしか十一月二十六日に上程をされたんだと思うんですけれども、上程されて初めて、要するに委員会として公聴会を開くかどうかという判断ができるわけですね。それはそうですね。そういうことで、当然具体的にこの委員会として公聴会を持つべきだというふうに言ったわけですよ。残念ながら、今回はそれは実現しなかったわけですね。我々がそういう提案をしたけれども、結果的には、残念でしたけれども、それはできなかつた。ただ、今後はそういうことがないようにすべきではないかというのが見解です。

つまり、こういうような重要問題については、公聴会と参考人の質的な違いというのは、公聴会というのはあくまでも、先ほど説明がありましたけれども、公示をするわけですね。公示をするというのは、区民の間にこういう条例が提案されています



よということが知らされるということなわけです。ところが、参考人については、違う方法によって、例えば我々がどこかでチラシをまいたりだとか何かやって、それによって区民の間に広げるということはできますけれども、しかし、公聴会というのは、逆に委員会として、もっと言えば議会としてちゃんと公示できるという内容になっているわけじゃないですか。そういうことは、やっぱり重要議案については、今後はそういうことをやるべきではないかというのが、今回のこの条例改正案の趣旨なわけです。だから、そういうふうに理解していただいて、だから、すぐに次の議会で議員定数の削減とか、ふやすとか、そういう提案をするためにやるということではないわけです。本来の目的は、あくまでも住民の皆さんに知っていただくということを公聴会の開催ということを通じてやりたいということです。やる必要があるという判断をしているということです。

◆木下 委員外議員 私は、今回の定数の削減の議案審査の中で、やはり区民に基本的な事項にかかわる議会の定数について、やはり公聴会を当然すべきだという意見が出てきたにもかかわらず、それをしないと、そういう形で進んでしまうということに非常に危惧を持ったわけです。それで、区民からもそういう意見があった。ある意味で強行的に決められてしまったと。そういう反省にも立って、今回せめて議会にとって一番大事な定数、それから議会が決めるところの区長が提案して決めるところの基本構想、その二つについては、せめても公聴会を開くという規定を設けることによって、公聴会が非常に大事であると、そういったことによって公聴会が非常に日常的なものとしても頻繁に開かれると、そういうことをぜひ議会の文化としてつくっていくべきだというふうに私は考えます。

ですから、今回ある意味で公聴会を開かずに通してしまったという、いろんな事情があつて通されたんでしようけれども、しかし、そうはいつでも、今回のこの議案を通していただければ、議会として非常に今回の問題を一つの経験として、公聴会を積

極的に開いていこうと、開かれた議会にしていくと、その一助になるという思いを込めまして、ぜひこれは提案して、皆さんにも賛成していただきたい、そういう思いで提案いたしました。

◆上川 委員外議員 質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

先ほど決議の提案の理由のほうも皆様方に申し上げをさせていただきましたとおり、今回の一連の動きに私が加わったきっかけは、議員定数の変更についての議案、非常に重要なものだと私自身も一議員として、また区民として考えておりましたけれども、その非常に重要だと私も思っているこの問題が、私の周囲にいらっしゃる区民の方々はほとんどご存じないですし、そのことが伝えられていなくて、私が言うとしても驚かれる。しかし、二十四日に議案として提出をされて、三日には可決をするのだという日程が全貌として見えてきたときに、なぜここで区民参加が保障されるプロセスがないのか、あるいは区民がどうしてその数であるのかということを知りもしなければ、まず議案が出ていることすら知らないし、それを伝える努力が議会の側にほとんどないのかということ強く疑問に思いました。

残念ながら、今回は、この定数削減、議決はされましたけれども、今回このタイミングで出したのも、確かに皆様方がご審議いただく上ではご負担があったことかと思えますし、私個人としては恐縮に思っているところもございませう。しかし、一方で、今回、それでも定数削減がなされてしまったという、この契機を逆に、今後よりよいものに変えていく、そのきっかけにしたいという思いが強くございまして、私はこの議案に賛成をいたしました。一たん決まったことに対して、どういった今後の展望を持つのかということは、非常に難しい問題ではございませうけれども、どの会派も反対した議案が通ってしまったからといって、提案権限がある五人以上の会派が反対する議案を翌定例会に出しているのかということ、そうでないのと同じように、一たん決ま

ったことは決まったこととして考え、その後の変更の可能性を排除するものではありませんけれども、慎重に考えたいものだと私自身は思っています。

◆大庭 委員外議員 知らせたいというのであれば、いろいろ事後報告になるかもしれないけれども、その経緯を知らせればいいんじゃないかと思います。

先ほど木下議員の発言を聞いていて、僕もちょっと思い出したことがあって、木下議員がずっと議会の役割りについて、行政をチェックする、監視する、監視する能力を高めるべきだというようなご発言をずっとされていて、それでちょっとふと気がついたというか、思ったんです。なぜ我々は自分たちの議会審議を縛るとするか、義務化するようなものを出そうとしているのかなと。それ以前に、例えば行政側に対して公聴会を開く、これは議案審議じゃないですよ。でも、要するに広く区民に知らせて、それを審議するというのを行政に手かせ足かせというのかな、要するに義務化するようなものを議会として設けるほうが先じゃないかなと僕は思うんだけど、それをなぜ自分たちの議会のほうで、これを審査するのにこうしなくてはいけないと。

つまり議会の中というのは、自由闊達な議論というのが前提であるわけで、初めからこういう義務化されることというのは、何か自由闊達な議論を、要するに不信感を抱いているということのあらわれのようにも僕は感じるんですね。それはどうですか。自分たちの自由な議論で、つまり今の現行法案では、委員会の中で公聴会を開くか開かないか、もしくは開くんだったらどういうふうにするんだということを決めろと。要するに議会の裁量にゆだねている、我々議員に対していろんな議論をしながら結果を出しなさいというふうになっているんだけど、それを頭ごなしに、要するにこれは問答無用で義務化しますよと、この問題については義務化しますよというようなことは、これは議会の、要するに自分たちを縛ることにならないんですか。

◆木下 委員外議員 私は、議会にとっての定数というのは議会のものじゃないんですよ。これは区民のものなんですよ。つまり区民が議会を選ぶときに何人を選ぶかと

ということの一番大事なことなわけですよ。今負託されて議員になっているからといって、議員で決めていい話じゃないんですよ。これはやはりきちっと区民に意見を請うて、それで両方いろいろ意見があるでしょう。そういったことをやった上で議会としても判断していくという問題だと思うんです。

それから、もう一つの基本構想については、区が決める義務があって、それが議会に来るわけですね。これも基本構想はまさに区が決めるわけだけれども、それは区民がやはりいろいろと意見を言う場を、議会審議を通じてやることができるわけですよ。だから、一番大事なプリンシプルに当たるようなもの、基本的なものについて区民参画がまずはできる文化をつくろうよと。そうすることによって、新しい一歩が始まるんじゃないかと思ったから出したんですよ。わかりますか。

◆大庭 委員外議員 区民参画というのは、要するに発案の段階から区民参加というのは常識なんですよ。要するに行政側が成案をまとめて提案した段階から、参加するというのは市民参加じゃないというふうに言われているわけですよ。だから、行政のところの最初のところから参加するということを決めるような形のほうが先行するんじゃないですかということを申し上げている。

それからもう一点、これは議論の中で、議員定数の問題については、我々は区民の代表というのはこれは紛れもない事実であって、それだけで決められる問題もあれば、決められない問題もあるし、すべての問題について議会だけで決めてもいいという考えの方もいらっしゃるわけだし、それは多種多様にあるわけであって、これは住民の意見を聞かなくていけないか、いけなくないかは、そのときの委員会で決めればいい話じゃないですかと。要するに、必ずしも議員だけじゃ決めてはいけないというようなふうで決めるというのも、それは偏った考え方じゃないですか。むしろ委員会の中で議論をし合って、一つの結論を出すというのが民主主義的ではないかと僕は思うんだけれども。

◆木下 委員外議員 何でもかんでも議会の縛れという話じゃないです。少なくとも定数に関しては、これはやはり区民が、つまりこういうことをやりますよと公示をして、こういう議案が出たから皆さんの意見を聞きたいということをやって、そのことによって、やっぱり区民からの直接の意見を聞く機会は設けなければならないと。それを自分たちに課さなければ、議員定数というものについて、やっぱり簡単に変更はできないと思うんですね。だから、そのことを保障するということは非常にいいことだと思うんですよ。

何も行政に対してのチェックについては、これは別にまた提案すればいい話であって、それは大庭議員だってどんどん提案されればいいじゃないですか。私だって共通だったら、それは一緒に出しますよ。だから、あなた自身が、大庭議員自身が今回の審査の中で議案を提出したらどうですかという提案をされたわけですよ。まさにそのとおり、今回私たちはまさに今回の問題を奇禍として、非常に区民に不信感を持たれてしまった議会が、活力を取り戻すために第一歩を始めようということで提案をしているんじゃないですか。

◆大庭 委員外議員 出せと言ったけれども、あなた方が五人以上集まって、要するに議員定数削減に反対の人たちが五人以上集まれるようだったから、だったら、改めて議員定数をもとに戻すなり、ふやすなりの提案をされれば、公聴会を開くということになるんじゃないですかと。今回は、要するにぎりぎりの段階で、議会運営上、要するに期間が決まっている中で、とても公聴会が開けるような日程になっていない中で、公聴会を開こうということになったから、途中から公聴会にかわるものとして参考人に変えたというふうに私は報告を受けていたから、これでいたし方ないかなということと言ったわけですよ。だから、出すのであれば、今でも間に合いますよ。出せばいいじゃないですか。

◆木下 委員外議員 私は、大庭さんのように数がすべてだとは思っていません。定数についてはいろいろな意見もある。場合によってはもっと減らしてもいいかもしれない。それはいろいろな区民参加の保障をつけねばね。しかし、現状維持という、今のままであれば現状維持でいいというふうに私は言いましたけれども、ですから、数だけで考える方はそういうことを考えるでしょう。しかし、今回一番区民の権利が侵されたのは、定数に関して変えるに当たって、区民の意見さえ聞かないで変えてしまったと、そのことが非常に問題だと思うからこそ、今回提出したのであって、大庭さんの価値観とは違います。

◆大庭 委員外議員 数がすべてだということと、権利がすべてだと、あなた方は権利がすべてだということの主張をされて今やっているわけですよ。権利の主張と数の主張と同じじゃないですか。違うんですか。数だって結局権利じゃないですか。あなた方、自分たちのやっていることと批判していることが同じなんですよ。

◆竹村 委員 その議論もこの中でさんざんしてきたとっております。今回この条例案、提案させていただきました会派は、いずれも数だけで決めるべきではないという主張をその前段でも行っています。まず、議会の果たすべき役割、機能、どのように議会運営をしていくのかといった、そうしたことをまず議会基本条例を定めた、条例でなくてもいいかもしれませんが、そうしたことをしっかりと定めた上で、そのために必要な数が何人なのかということから、定数というのを考えていく必要があるということをお願いしております。

◆大庭 委員外議員 要するに、それは議運の中でも、この問題についても、または定数についても、トータルな考え方とか、そのパッケージという全体のものを示しながら議論しましょうということをお皆さんご主張されていたわけですよ。今回の主張というのは、とてもトータルなものには僕は見えないんですけれども、ここの部分だ

けで、ここだけ変えて、公聴会を義務化するというところだけが突出していて、その背景にある、どういうふうに議会が変わるのかとかというのは全然見えてこないんですけれども、その辺の提示はどうしてされないんですか。

◆木下 委員外議員 まさにきょう提案するものにそういうのを全部盛り込めますか。それを出したら長期延長していただいてやるしかないじゃないですか。最低限必要なこととして、決議と、それから今回の条例提案と、その二つに絞ってやったということですよ。また、会派として合意できるのがそれであったということでございます。

◆上島 委員 今、今回の提案が不十分であるような答弁だったんですけれども、再度、正直、桜井委員と竹村委員から伺いましたけれども、提案者の方で、今回どうしても出さなければいけなかったということで我々は受けているんですよ。ここまで時間が遅くなった大きな理由は、この議論は余りしたくないので、ただ、答えてもらいたいのは、これまで議会で守ってきたそのルールというものを壊してまでも今回提案するというのには、やはりそれなりの理由が必要なわけですよ。その理由について、正直言ってお二人からはまだいただいていません。この残り答えられる三人の方から、私はその辺は議事録にしっかり残しておきたいんですよ。どうしてもこれをきょうやらなければいけなかったという理由を三人からお聞かせいただきたいと思います。

◆羽田 委員外議員 結果的にこういうふうになったことは、竹村委員からも、要するに申しわけないといえますか、一定のこういう状況になってしまったことについては、謝罪といえますか、答弁があったかと思うんです。

私たちがここにたどり着いたというのは、これも提案理由の中にもたしか含まれていたかと思いますが、この間の議論の過程の中でなんですね。そして、最終的な議員定数の削減がああいう形で、大変残念ながら、公聴会を持たれないとか、そう

いう中で進んでしまったということについての結果を受けての判断だということな  
んです。ですから、このような遅くまでやるということはもちろん想定していなか  
ったわけですが、当然のことながら、提案についても、もう少し早くやれば  
よかったかもしれませんが、結果的にはそういう過程の中で出てきたということで、  
その辺の時間の、先ほど本会議場で諸議員からも言われていましたけれども、例え  
ば前日といいますか、理事会などに文書が提出されていればよかったんでしょ  
うけれども、結果的には、そういう文書の会派それぞれの調整もあったと思いま  
すし、それぞれ議員の意見もあって、調整に時間がかかったというのも事実なん  
です。ですから、そういうことを含めて、結果的にはこうなってしまったというこ  
とだと思います。

◆上川 委員外議員 先ほど私がお話しさし上げたこととかなりの部分でダブっ  
てしまうと思うんですけれども、今回この定数減の議論のプロセスがまずもっ  
て提案した契機になっているということがまず一点。

皆さんもご承知のとおり、議案として提出をされたのは二十四日、最終的に決ま  
たのはきょう、たった九日後。おとといの議運で公聴会は否決をされまして、  
昨日、議会運営委員会では、削減提案が議運としては通ってしまい、五月雨式  
にあつという間に日数を重ねて、私たちは慎重な審議を求めてきましたし、  
また、開かれた議論を求めてきたつもりでございましたけれども、しかし、議  
会の多数の意見としてはそうはならなかった。

この間、多くの方が傍聴にもお見えになられていて、終わった後にご意見等  
を伺う機会がございましたけれども、私自身抱えている思いやら、また、お聞  
かせいただく区民の方々の疑問やお怒りの声やらで、今ここに至ったときに  
当たって、じゃ、この問題をどう考えるのか。それを改めて問いかけるに  
当たっては、最もよい機会になるであろうということがまずございました。

先ほど来申し上げているように、私自身の感覚として申し上げれば、皆  
さんにとつ



ても、提案されたことは、権利とはいえ、出されてしまえば議論はすべきことという、その規範の中で、皆さんが合意形成を各会派の中でなされるというそのご努力を必要としてしまっているということは、私はずっと一人会派ではありますけれども、なるべく想像してきたつもりではございます。ただ、さはさりながら、先ほど来申し上げているように、この機を逃してこの議論をのど元過ぎてにはしたくないという思いがございまして、押して皆さんにお願い申し上げた次第です。

◆木下 委員外議員 合意形成が大事だということを幾つかの会派の方から言われました。そのとおりだと思います。ただ、一番大事なものは、やっぱり区民の合意形成です。区民が合意形成し、区民がアクセスできる権利を最大限尊重したいと思います。今回の一連の定数削減条例の審議を通じて、これは議員提出議案として出されましたけれども、もう請願が締め切られた後に出されたわけです。つまり請願ができない状況になっていたわけです。慣例では請願ができない。しかし、規則を読むと、請願は、出されたときに、大事だと思えば、議長がそれを取り上げることで可能だったわけですので、今回の定数という区民に一番かかわりのあることについては、特例を認めてでも議会に請願を上げて、そしてそこで区民がきちっと請願に対して意見を表明し、請願審査もするというようなことも必要だったと思いますが、それもされなかった。

そういった中で、やっぱり区民が非常にないがしろにされた形で審議がずっと続いてきている。これをこのままにしておいてしまったならば、やはり世田谷の民主主義の名折れになるというふうに思いました。だからこそ、つまり考えていることは区民でございます。つまり議会のことしか考えていない、先ほどからの議論があるけれども、議員という特権の上にあぐらをかいてはいけないと私は思っています。つまり議員が一番大事にするのはやっぱり区民とのパイプ、それから区民が持っている権利、つまり区政というのは二元代表制と書いていますけれども、もう一つあるんですよ。

直接請求権があるわけですから、区民がまず主人公だし、それによって二元代表制も成り立っているわけですね。ですから、区民のアクセスの保障というものを最大限にしなければいけない。それがないがしろにされたという中で、私たちは、それをやっぱり修復するためには、少数会派といえども、大庭議員の提案もあるように、きちっと議案として提出して、一石を投げたいと、そういったことで議論を出しているわけです。

それは今までの慣例からは少し外れたかもしれませんが。しかし、こういうふうに間に合った形で議論がされているということはいいことじゃないですか。深夜遅くまで、これは区民の権利の問題を今ここで話し合われているわけです。ですから、どうか反対されている方々もぜひ賛成していただきたい。これは反対するようなことは含まれていませんよ。ぜひこれは賛成していただきたいと、そのことを申し上げて、私の説明といたします。

◆すがや 委員 さっき私が最後に質問した質疑の途中だったんですけれども、そこに戻らせてもらって、今の皆さんの意見も聞いた上で、改めて最後に確認したいんですが、皆さん、提案者の方々は、議論の過程の中でとか、議論のプロセスということをおっしゃっていたんですね。私たちとしては、やはり議研、それが議会改革を進めるための大変重要な、議運の下部組織だとは言いますけれども、とても重要な会であるということで、我々の会派からも委員を二名出させていただいて、その議会改革について真摯に議論してきたと思うんです。そういう意味では、議員定数に関してもそこで我々の意見ということで申し上げているんです。

先ほどの質問とちょっと関係してくるんですけれども、これは副座長もしくは事務局に確認したいんですが、その当時、私たちは議員定数削減ということで最終的に意見を申し上げていたと思うんです。その当時の各会派の意見はどのようなものであったかというのを、覚えている範囲内でお答えいただければと思います。

◆諸星 委員 副座長としての記憶をたどりながら話をさせていただきますけれども、自民、公明、民主に関しては、議員定数の削減ということ、人数はいいですね、削減ということをお話をされていきました。共産党さんは、ここにいらっしゃるから、共産党さんは聞いていただいたほうがいいと思います。（「現状維持」と呼ぶ者あり）生活者ネットワークさんも現状維持、社会民主党さんも現状維持でしたよね。記憶が定かじゃない。あとは、政策会議さんは削減ということです。木下議員さんは維持かな、以上、大体そんな感じです。

◆すがや 委員 わかりました。今の副座長のお話を改めてお聞きして、今回の条例提案の方たちと、きのう議決した議員定数削減条例に対して反対した方々と賛成した私たちと、結局そこは反対した方々というのは、削減に反対していたんだなということがわかりました。感想です。

◆風間 委員 補足を含めてなんですけれども、先ほどの決議のことと一体だというお話がありましたので、議場でも私は申し上げましたけれども、本当に一人会派の方からも、議研の取り組みというのは自由闊達な意見ができていくという評価だったという話も聞いていましたし、議研でその優先順位も含めて決めてきたというふうにも聞いております。それを飛び越えるような形で、今回こういうふうに条例を最終日に提案されたということで、今期に関しての任期もまだありますけれども、議研をある種ないがしろにするような形でのものだったようにもとらえているものですから、今後、議研に対してどのような態度で臨まれるのかというのを提案者の方に最後確認させてもらえればなと思います。

◆桜井 委員 議研の意見はやっぱりすごく大事だと思うんです。この議員定数の問題でも、座長がまとめたように、やっぱり結局意見が分かれてしまったわけで、今振り返れば、それをすごく大事にすべきだったんだなと思うんですね。だから、それは

やっぱり引き続き議論するものだったのではないかと。それを飛び越えて議案提案してしまったのがやはりそちら側なので、私は議会制度研究会の議論はすごく大事にしたほうがいいと思います。

◆竹村 委員 私からも答弁させていただきますが、このことも一日の議運でも再三申し上げております。私どもは議研の議論を非常に大切にしたいということであります。議会運営委員会のところで再三申し上げております。まず、本当に一足飛びに議会制度研究会、最終の議員定数についての議論の締めくくりの座長のお言葉は、定数について、数について両論併記で報告、議運において区民等の意見を聞く場を設けることを要望するということが議会運営委員会のほうへ持ち上げたいと、これを確認しますということで三回にわたりおっしゃっているんです。ところが、これが実際に出てきた、議運の前段の理事会、それから議会運営委員会に出されたこの報告のペーパーには、区民等の意見を聞く場を設けることを要望するということが一切そこからは削られてしまっていました。このことをずっと申し上げています。ですので、議会制度研究会の意思をしっかりと反映する形で区民等の意見を聞く場を設けるべきであるということを申し上げてまいりました。ですので、研究会を私どもは非常に尊重しております。

◆風間 委員 そのお話を聞いていると、そういうふうに積み上げてきたけれども、議員定数に関して出されたからやり返したんだみたいな、今回やったんだみたいに聞こえるんですけれども、そういう意図があったんですか、なかったんですかということを知りたい。

もう一つは、区民等の意見のことをいつも持ち出されますけれども、区民等のところで、区民等ですよ。区民等なのに、区民も入っていて、参考人というのは、それは入っていなかったということなんですよねということを確認させてください。

◆桜井 委員 今回のこの条例提案につきまして、私は壇上でも言いましたけれども、今回の議員定数の議論がされた中でのを含めて、賛成や反対、両方の区民から公聴会を開く必要があるということや、また議員定数の提出者からも公聴会を開くべきだという議論もあったという中で、こういう委員会条例の改正ということもきっかけとして出しておりますので、よろしくお願いします。

◆木下 委員外議員 私は四期目になってしまいましたので、結構長くいるわけですが、だから、八年前についてのことも本会議でも申し上げましたが、八年前も全く同じような状況で議会制度研究会が開かれていたわけですよ。結構議論としては闊達でした。ところが、ある時期になって、九月議会の直前に、これは委員長が座長だったと思います。[菅沼](#)委員長が座長だったと思いますけれども、突然打ち切られて、それで定数のみに特化して、あのときは三名削減とやられたわけですよ。そのときに、私は文書質問のことなんかも提起していましたが、その後、それが通ってしまうと、ずっとお蔵入りされてきたわけです。また新しい人が入ってきて議研をつくった。また闊達な議論は多少ありましたよ。ところが、会期末になってくると、だんだん改選時期が近づいてくるそのときに、すぐ定数の問題だけを取り出して、それで今回の事態になったわけですよ。

だから、何か定数削減ということありきで事が進んでいるのではないかとすら、私は長い間いますので、そういうふうに思ってしまうわけです。そうさせてはならないと思うわけですよ。だから、せっかく今回議論の中でも区民を呼ぼうという意見が自民党さんから出てきて、議会制度研究会の中で、じゃ、それをやろうじゃないかというところまでいったのにもかかわらず、それを議運に上げるときに、そこでの約束を踏みにじるような形で済んでしまったと。これはもうこんなことを繰り返してはならないと思うのが、私の率直な意見です。

ですから、議研で闊達な議論をするのは当たり前です。ただ、それを闊達な議論を

させておいて、ある時期が来たら、ぱっと切って、定数のものだけに特化してやってしまうというようなことを繰り返していたのでは、何ら議会改革は進まないというふうに思うのが私の思いですので、そういうことのなきようにやっぱり今後は進めていくべきであると考えます。答弁です。

◆諸星 委員 議研の話が出たので、少し私の記憶をたどりたいと思うんですけども、要は、座長は確かに議運に上げるときに、区民の要望を聞きましょうという話していますよ。ただし、その前後として、考え方として三案、要するに公聴会をしないでいいということと、公聴会は開くべきだということと、もう一案、ちょっと私、正確に覚えていませんけれども、そういう議論があったと、それをきちっと議運に上げましょうというのが、正確な私の記憶です。だから、山内座長が、そういう中で区民の声を聞きましょうという話をさせていただきましたが、正確には各委員の方々の発言を尊重して、議運に私はその報告をさせていただいたということですから、竹村委員は、その要望というのは全く外れていると、それは私に対する冒瀆ですよ。私はそんなことを言った覚えはありませんし、そんな山内座長の区民の声を聞くということについて、それも入れて、その上で議論が分かれていますということを報告したのであって、それを私がいかに責めを負うということは心外ですね。訂正してください。

◆竹村 委員 議事録に書かれていることですので、私が訂正することはできません。

◆諸星 委員 では、議事録を確認するために休憩をお願いします。

○菅沼 委員長 議事録確認をお願いします。

休憩いたします。

午前一時三十一分休憩

-----  
午前一時四十六分開議

○菅沼 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◆諸星 委員 副座長として、先ほどから非常に私は本当にとらわれの身みたいに心外ですから、きちっと説明をさせてください。まず、第十六回の議研の議事録です。一番直近です。そこにおいて、先ほど竹村委員は三回山内座長が「区民等の意見を聞く場を設けることを要望する」と、確かに座長はおっしゃっていますけれども、その前後の発言を見なければ、座長はどうしてそういうことをおっしゃったのかということとは理解不能になりますので、改めて私からお話をさせていただきます。

まず第一の発言について、その前に、佐藤委員から意見がありました。「議員定数についての意見も両論併記、公聴会の意見についても両論併記で、議運で判断を仰いで、それで結論を出されて」ということに答えて、座長はその「区民等の意見を聞く場を設ける」と、これはあくまでも両論併記、公聴会についても両論併記という意味合いで区民の話も聞きましょうという発言だというふうに私は認識をしております。

その次、三点目、三番目の、最後にもう一度確認するということで座長はおっしゃっていますけれども、そのことについても、その一連の流れの中で、羽田委員が言っていることを受けて、山内座長は言っているわけですがけれども、羽田委員の発言は、「今実際にやろうとしていることは、議員定数についても、公聴会的なものを開くかどうかということも、両方とも両論併記にするわけですね。さっきの説明はそうですよ」という発言をされています。その上で、この座長の発言のすぐ前に木下委員も、「両論併記についてちゃんと言ってくださいよ」というふうにおっしゃっている後に、山内座長がこう言っています。「両論併記、もう一度言いますけれども、定数については、五十という方と現状維持と増という人と、二十六と、四十だか五十でいいという方たちがいるというのは、これは出ているわけです。それから、区民等の意見を聞

くというのは、ここで聞きたいという人と議運でどうですかということと必要ないというその三つに分かれているわけです。これが内容です」と。そこで、座長はこれをまとめて区民に対する要望をという話をされています。これが事実であります。

その上で座長、副座長に一任してもらえますねということで、文書についても一任をいただいて、それで議運に私はその文書をお出しして説明をしたと。そのとき、本来そこでもしそれがおかしいのであれば、指摘してくださればよかったのに、そこでは何らこの部分については議論をしていない。それは、そのまま一任されたことを含めて、その内容については了承したと、これは当然そういうふうに思うのは当たり前じゃないですか。

以上、事実経過を述べさせていただきました。

◆上島 委員 今の関連で、私は、議運の理事会でその報告書を見たときに、まず思ったのは、議員定数についての報告なのに、公聴会のものまで載っていたわけですよ。三つの意見があったと。経過を聞いたら、そういう経過があったからと。私は、普通であれば、言葉じりをとらえれば、要望するというふうに言ったら、その主張だと思うのね、要望するという言葉がなければおかしいんじゃないのということだけれども、僕なんかは、丁寧に三つの意見、本当は議員定数のことだけですよ。それに加えて公聴会についてのことが載っていたということで、私は要望というか、公聴会についての意見をしっかりと議運理事会に上げたと、議運に上げたというふうにとるのが正しいというか、そういうふうにとらえることは間違っていると思いますか。質問です。そうとらえることは間違っていますかね。

要するに、先ほど諸星委員のほうから説明があったこともあります。あと、僕のとらえ方としては、座長が議研の意見として公聴会についての要望を上げていきますということを行ったことで、それをとらえて竹村委員さんとかはその言語が載っていないじゃないかというけれども、僕が見たのは、議員定数の報告なのに、公聴会のこと



まで載っている。丁寧に三つの意見も載っていること自体、ある意味公聴会に対する要望としてのとらえ方だと私はとらえたんです。そういうとらえ方は間違っていますか。つまりそのとおりでしょうということ、おかしくないよねと、それだったらいいんじゃないと言っているわけです。

◆桜井 委員 それは事実関係はそうだと思うんですよ。

◆竹村 委員 私はあくまでもこれは議事録で見ている範囲なんですけど、「定数について両論併記で報告するとともに、議運において区民のご意見を聞く場を設けることを要望する」ということで議運のほうへ持ち上げたいということ、同じことを三回おっしゃっているの、両論併記は定数について両論併記をする、それから要望するという、これはまとめていらっしゃるんですね。座長がいろいろ言っているんですが、では、もう一度確認いたしますということで、最後にこれを言って締めくくられているということなんです。

◆諸星 委員 だから、何度も言いますよ。これは私にかかわることだから、とんでもない話です。「これが内容です」と、その前に三つに分かれていると言っているわけですよ。それを踏まえた上で座長は、やはり区民の意見を聞くのも必要なのかなということをおっしゃっているわけです。ただし、真意は、座長の思いというより、皆さんの意見を吸い上げてお話をしているわけです。その内容だというのはこの三つに分かれている、これが内容ですと。前の文を読んでくださいよ。その上で私は議運に諮っているわけですよ。報告をしているわけですよ。そこで問題だったら言ってくださいよ。何でそのときに言わないで今ごろ言うんですか。冗談じゃありませんよ、それは私に対する冒瀆じゃないですか。訂正してくださいよ。

◆竹村 委員 その議運に出されたときには、議事録がまだ出ておりませんでした。

◆諸星 委員 今訂正してください。今の部分についてあなたがおっしゃっていることを訂正してくださいよ。

◆竹村 委員 あくまでも私は議事録を読んでいるだけです、公開されている議事録ですので、訂正はできないということです。

◆諸星 委員 前後をしっかりと読んでくださいと私は何度も言っているでしょう。私は議事録を創作していませんよ。議事録をそのまま読んでいるわけですよ。だから、おかしいから訂正してくれと言っているじゃない。私はばかにされているわけですよ。訂正してください。

◆竹村 委員 再三申し上げておりますが、議事録に、もちろん前後に、その前に三つに分かれているわけです。これが内容ですという文書はあります。では、もう一度確認いたしますということで、再三申し上げていることをおっしゃっているということが議事録から読み取れるということです。

◆大庭 委員外議員 先ほどの議論を聞いているうちにわかったんですけども、この公聴会を開くということの目的というのには、一つには、区民に知らせたいということをおっしゃっていた方もあったし、区民の意見を聞きたいという方もあったんですけども、（傍聴席にて発言する者あり）両方だと、今後ろのほうから不規則発言が聞こえたので、そうなのかもしれませんけれども、聞きたいということの効果というのはどういうものなのかなというふうに思ったわけです。というのは、要するに議会の中で、八年前もそうだったんですけども、今回も含めてかなり長期間にわたって議論をしてきたわけですよ。その中で、要するに五十二を五十にするという考え方はないけれども、要するに議員定数をどうするかということに対する議論というのは、ほとんど出尽くしているような形があると思うわけです。要するにこれは限定的な話ですから。

議員定数をふやすのか、減らすのかということについて、仮に区民の方々がいろんな意見を持ったとしても、およそ、それは議会の中でも出尽くしている議論と重なる部分が多いのではないかと推察はされるわけです。それを聞いて、要するに聞くことが大事なのか、聞いた意見をもとにして何か判断することにつながるのかということなわけです。つまりこれは、先ほど言ったように、公聴会の場合ですと、聞く人数は同じですね。賛成も反対の方もイーブンで聞くわけですから、要するに住民投票と違って、どっちが多いとか、少ないとかいうことはそこからは全然はかることはできないわけです。そうなってくると、特殊なすごい、我々が、通常の議員では知らないようなものについて精通した区民の皆さんとか、学識経験者を呼んで、それで聞いて、それはそういうことなのかなと気づくことはあるのかもしれないけれども、これは推測ですけれども、区民の皆さんに議員定数のことを聞いて、議会の中で出てきた意見と全く違うような新たなものが出てくるという可能性というのは、僕は少ないんじゃないか、議題によってはそういうものはあるんじゃないかと。その場合、それを聞いて、どういう判断をするということの糧になるんですかということですよ。

◆木下 委員外議員 何かすごく常識論で語っていらっしゃいますけれども、すごく横暴だと思いますよ。区民がどんな意見を持っているかということについては、それは一概には言えないし、ぐさりと刺すようなことを言ってくださる方だっているわけです。何があるかわからないわけです、主体があるんだからね。それをあらかじめそうでしょうみたいなことを言われたところで、そんなことはわかりませんよ。そうじゃなくて、大事なことは、きちっと公示をして、そういう機会をきちっとつくって、まさにいろんな人がいるわけです。そういう声を聞こうじゃないかということじゃないですか。その中で、本当に私たちが知らないようなことをちゃんとって言ってくれる方だっているんですよ。

◆大庭 委員外議員 それはいいんです。聞こうとする姿勢はいいんですけれども、そうなってくると、例えば五人とか、十人とか、百人聞いて、じゃ、区民の意見ということになるんですか。千人聞いて区民の意見になるんですか。

◆木下 委員外議員 公聴会をやっても、それは最終的には議会で決めることになるでしょう。だけれども、その過程が大事なんじゃないですか。まさに区民がどういう意見を持っているか。それで、ただ単に、数だけではなくて、もっと違うことをおっしゃってくれるかもしれない。そういうことも含めて我々は議会制度の改革の中で、定数だけに限局されないこともあるかもしれない。数のこともあるかもしれない。そういうことも含めて、まさにそういうやりとりをしながら、議会の中だけにいたのではわからないことを公示して、公募して、応募してくださる方から聞いて学ぶということじゃないですか。そういう過程がすごく大事だということですよ。

◆大庭 委員外議員 そういうことを我々は日々の生活の中でやってきているんじゃないですか。要するに仕事の中でやっているわけじゃないか。生活の中でいろんな人の意見を聞きながら。

◆木下 委員外議員 そういう常識論だけで済んだら制度は要らぬのですよ。議会制度というのがあって、公聴会という制度をつくっている以上は、まさにそういうものとして議会人として向き合うということなんですよ。

◆大庭 委員外議員 僕が先ほどから言っているのは、そういう議論をやっていても、要するにわからないわけです。どこまで聞いても、出てくるかもしれない。そうなってくると、公聴会というのが、一つの要するに形式的な手続に堕してしまうんじゃないかということを言っているわけです。だから、それをやはり我々は議員自身が判断して決めるという形にしておいたほうがいいんじゃないですかということ言っているわけです。もう強制的にこういうふうにやってしまうと、公聴会を開きました。

もうそれでいいじゃないですかという話にならないですかということです。どこまで聞けば区民の意見を聞いたことになるかという定義もできない中では、どこまでやればいいのかということがわからないじゃないですか。

◆木下 委員外議員 何か、タラレバの話をされても困るわけで、特に区民から意見を聞くということの効用というものはあるわけですよ。まさにそこにきちんとした回路をつくるということは、議会の基本的なことを決めるに当たって大事なことじゃないですかと言っているわけですよ。それはおかしいですか。

◆大庭 委員外議員 だから、それは昔の法律ができたときには公聴会しかなかったかもしれないけれども、最近はインターネットとか、意見を聴取する方法はいろいろあるじゃないですか。そういうものは全然考えていないんですかということも含めて、どこまで聞けば区民の意見を聞いたということになるのかと、その定義をはっきりしなければ、もっとやらなくてはだめだ、もっとやらなくてはだめだといったら、際限なく議論がなるんじゃないですかということも含めて言っているんですよ。

◆木下 委員外議員 世田谷区議会史をよく見てください。今の東急線の前は、オリンピックの前に高架でやろうとしていたものを、公聴会を開いて、これはかなりの数の人が参加されて、いろんな意見を言って、その中から一つのアイデアも浮かびながら、一つの方向性が出てきたということもあるわけですよ。そういうことだってあるわけですよ。だから、そういうことは尊重しましょうよ。

◆大庭 委員外議員 それはテーマが違って、議員定数の削減とか、ふやすとか、議員定数の問題に関してはかなり限定的で、意見に関して（「あなたがそう考えているだけだ」と呼ぶ者あり）いや、参考人の意見を聞いても、大体議会の中で議論してきた範疇におさまっているのかなという感じを覚えたものだから、要するに、もう一つあなた方が言う知らせたいということに力点を置いているのか、それとも聞くことに

よって、何か判断の材料、つまり東急線のような、要するにいろんな可能性を秘めているものについては、住民の立場、いろんな立場の人間がいるわけだけれども、この議員定数に関する区民の立場というのは、ほぼ一定なんじゃないですか。

◆木下 委員外議員 先ほどから言っているように、数のことしか考えない方にはそう思えるかもしれないけれども、それだけではないということを僕は考えています。だから、あなたが見える範囲がすごく狭いというふうに私は思えます。だから、もっと広い立場で、実際に生活している区民が、区議会に対する思いだとか、それからこうあってほしいということについてきちっと聞いた上で、それをヒントにしながら考えていく。本当にはっとするようなことを言ってくださる方だっているはずですよ。そういう回路をやっぱりいつも私たちは持たなければいけないということを申し上げているんですよ。

○菅沼 委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅沼 委員長 それでは質疑を終了いたします。

これより意見に入りますが、意見に入りますと、委員外議員の方々の発言ができません。そこで、意見に入る前に委員外議員の方々のご意見があれば参考としてお聞きしたいと思います。

それでは、委員外議員のご意見があれば、どうぞ。

◆羽田 委員外議員 今回は、公聴会の規定を盛り込むという内容だと思うんですね。これは、この間、今回の議員定数の削減についての意見のときにも申し上げましたけれども、この間行われてまいりました議会制度研究会、この中でさまざまな角度から議会制度そのもの、全体を考えていくという方向性も一定出てきたかと思えます。恐らくこれからさまざまな議会で制度を変更していただくか、あるいは改革をしていく

といった場合に、同時に住民とのパイプを密にしていくということが非常に重要になってくると思うんですね。その点では、例えば議会基本条例の制定ということなんかも今後ぜひ検討していこうと、その条例になるかどうかというのは、これはいろいろ議論はまだまだ残っているかと思えますし、その検討も含めて行わなければならないわけですが、その検討に入る際にも、できるだけ多くの区民の方々の意見を参考にしていこうということが、議会として行っていく必要もあるだろうというふうに思っています。

今回はこの議員定数、あるいは基本構想というその二つに限定をしているわけですが、今後の議論の中でさらにさまざまな課題についても、そういう実際に公聴会を開いていくということが必要になってくる場面も出てくると思います。もちろん公聴会という制度だけに、今回の条例はそうなっていますが、ほかの仕組みにももちろん活用できるわけであって、議会の説明会や、それからあと、住民との対話といいますが、対話集会等々もできるわけがありますから、そういうものを含めて総合的に考えていくということが必要だと思えます。そういう意味で、ぜひ今回の条例については通していただきたいと思えます。

それで、これは直接条例のことにかかわらないかもしれませんが、この間の議研の議論は、それはそれで、本会議場でも申し上げましたけれども、非常に自由な討論といいますが、余り制約されないということもありましたし、もちろん議事録が残るとか、そういうことはあったかもしれませんが、しかし、それでも、議員がそれぞれ自由な意見を言ってきたというのは事実だと思えますし、それはそれでこれからも大事にしていく必要があるのではないかと考えています。

◆木下 委員外議員 私は、こうやってある意味で徹夜議会みたいな形になっていますけれども、こういった中で、本当の意味での議会改革の一つの芽が出てきていると思うんですね。ただ単なる数の問題ではないということについての提起が初めてあっ

たわけですよ。つまり、今まではいろいろ議論はする。それは議会制度改革委員会は八年前にもあったわけですがけれども、そういうのもつくっていろいろ闊達な議論はさせてはいただけるんですよ。ただ、具体的に最終的に出てくるものは何かと云ったら、それは議席の数を三名減らす、二名減らすというふうな提案が出てきて、大体それで終わりになってしまうということがずっと続いてきていたわけですね。

今回ある意味で、きょう提案されて、この時間まで審議がかかって、迷惑もかかるということはあるんですけども、しかし、区民の傍聴の方もいる中で、やはり議会の中でこういう議論がまさに今ここでされているということは非常に大事なことだというふうに思います。区民と議会のあり方というのは、やはりこういう議論の中から育ってくるのではないかというふうに思っています。

先ほど大庭議員との論戦の中でも、なぜそういうふうに思うのかなとつらつらいろいろ考えましたけれども、やっぱり考え方が違うんですよ。その考え方が違うというのが非常によくわかってきましたし、区民の方も定数の問題をきっかけに、公聴会で発言することによって、区政にも非常に興味を持ちますし、区議会に参加しようという意欲だって出てくるし、そういったことこそが区政を本当によくしていく、議会の制度自体をよくしていくというきっかけになると思うんです。

そういった意味から、やはり一番住民に基本的な議会の基本事項である定数の問題については公聴会を開く。それから、区の基本構想についても公聴会を開くと、そういうような形で、区民参加の第一歩にさせていただきたいとぜひ思いますので、いろいろとそごもあつてつむじを曲げていらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、ぜひ今回提出した条例案については、だれも反対できるような内容ではないと思うんです。ぜひこれは賛成していただきたいと、委員外議員ですけれども、申し上げます。



◆あべ 委員外議員 私は、定数削減には賛成をしたという立場でお話をさせていただきたいんですが、定数削減に賛成をさせていただいて、かつ公聴会の開催を求めてきたわけでありまして。その公聴会を求めた理由は、今般、議案として出された二減、定数の二削減というのが、本当に区民の皆さんの要望しているものなのか、それをしっかり区民意見として酌み上げるために、やはり公聴会を開くべきだと。もしかすると、もっと削減しろという意見があったかもしれない。それを封殺してしまったということに関しては、僕は大変残念だなと思います。

今般二削減というのは、これは議会の中で出てきた話であって、本来議会というのは、区民の代表の機関でありますから、区民の意見をしっかり聞いてやるべきだということでありまして、今般、公聴会をしっかりとやるべきだという議案が出ておりますけれども、こうしたことをこの議会で、公聴会とかということをしつかり検討していく機会になればと思っております。

私の意見といたします。

◆大庭 委員外議員 この提案に関しては、再三言っているように、いろいろ内容にも問題があるだろうと私は判断しますし、それから何よりも、議員の自発的な活動というものを優先するのが本来のあるべき姿であって、義務を課す、義務化を課するようなものというのは、やはり僕は避けるべきだろうというふうには思っております。

それで、何十年に一回かわかりませんが、このような時間にまで、期日を延長して議論したことから、やっぱりそれなりに成果を僕は残すべきじゃないかなというふうには考えるわけです。それで、皆さんが言っている、提案者も含めて、要するに公聴会を開けということに関しては、やっぱり住民の皆さんが知らない、こういう事態を知らないというようなことも一つの理由として上げられていたもので、市民参加というのは情報なくして参加なしというように言われているように、やはり区民の皆さんにこの議員定数削減の議論の過程をつぶさに、これは僕は議会だよりを特集

号でも出して、区民の皆さんに、事後的にはなったかもしれないけれども、今の状態のまま知らないよりは、僕はだれが賛成して、だれが反対して、どういう意見で賛成か反対かということをおおらかに議会だよりを奮発して、またはネットでも特集号を組んで区民の皆さんにお知らせするべきだと、それぐらいないと、政調費も当然ですよ。それらを含めて、あらゆるものを含めて区民の皆さんに知らせたいと僕は思います。

ですから、議会だよりを大特集を組んで、せっかくこうやって、何十年ぶりですか、僕も議会は長いですけども、ここまで議論したことはないし、意外と、皆さんプレーンな形で議論しているし、どなり合いとか、そういうのも余りなくて、粛々と進んで、それは木下議員と同じで、こういう議論ができたというのは悪いことではなかったなと思うし、結構疲れてくるといい議論になってくるのかなというのもあるわけですけども、やっぱりこれで終わらせてはいけないと僕は思うんですよ。やはりこの議論とか、この問題に関する大特集号をつくって、大々的に区民の皆さんに、だって、知らせたいというのは皆同じなわけですから、僕は知らせるべきだということをお、今回の一つの果実として非常に求めたいと思います。

◆小泉 委員外議員 私も研究会、議研のメンバーとして何回か参加させていただきました、非常に一人一人の意見を大切に、きちんと座長が毎回頑張っていたということを感じておりました。それをまず最初に申し上げておきます。いろんな極端な意見のある中で、本当に一人一人、こういう意見もありますよね、なるほどというような、そういう感じで受けとめて一生懸命まとめようとしておられました。参加された方はわかると思いますけれども。

このことについてですが、この基本構想と議員定数に関することについて公聴会を開くようにということなんですけれども、私は、議会とか、議員の信頼の関係の中で、その時々課題によって、知恵を絞って最良の方法が何であるかということをおその

時々考えるべきだと私は思います。一人一人の区民の意見を日々の活動の中で感じて、幅広く聞き、議会民主主義の手續の中で決めていく、やっぱり私はこれが一番もとなるものであって、これを忘れてはいけないし、私はこれでやっていきたいと思っています。

広く皆さんの意見を聞くということなんですけれども、よくよく考えてみれば、大庭議員が言われたように、意見を聞けていないということの裏返しでもあるのかなと思って、やっぱりそのところを私たちはもっと問題にしなければいけないし、厳しくいえば、そこになると、自己否定になるのかななんて思いながら、私はきょうの議論をずっと聞いておりました。

ということで、私はこれには賛成できません。

◆稲垣 委員外議員 まずそもそも論というか、今までの世田谷区議会のいろいろな慣例というか、やり方としてみれば、今回、このように急にこういう条例案が提案されたというのは、いささか問題があるのかなというふうに思いますが、ただ、五名の提案権というものはあるわけですから、その中でこういうように、付託をして、これだけの時間を費やしたということはいいのかなというふうには思います。

この中身のほうになりますけれども、私自身も今まで、この議員定数に関しても公聴会の開催ということを求めてまいりました。やっぱり幅広く、政務調査費の中でアンケート、私個人がアンケートをするということも一つ的手段だと思いますし、また、こういう公聴会をやって区民意見を聞くということも一つの手段だと思います。議研のほうにも、私自身定数削減のことを言うておりましたので、その中で何名がいいのかということも、自分の政調費の中で受けるアンケートの人数的なものとか、または、こういう公聴会で区民がどのような意見を持っているのかということを知る必要があると思います。

この条例改正の中身にかんがみますと、ここには「基本構想又は議員の定数に関する

る議案を審査するときは、公聴会を開かなければならない。」、ここにまず特定する必要はないと思いますし、議会の中で、その都度、その都度しっかりとこういう場で議論をした上で公聴会を開くべきかどうかということ判断していかなければならない。これが民主的な手続だというふうに私は考えます。

そのような観点から考えますと、今条例の改正案に対しましては、私は反対をさせていただきます。

○菅沼 委員長 それでは、参考意見を終わります。

これより意見に入ります。これからは委員外議員の方々の発言はできません。

本件についてご意見があればお願いいたします。

◆諸星 委員 公明党区議団としては、この条例改正に反対をいたします。

理由については、これは第八号議案とセットということを我々は考えております。そして、そのことは本会議場でも申し述べさせていただいたように、今までの議会の運営ルールを無視するような形をとられたということが一点。

私どもは、これを議論することはやぶさかではないと、羽田議員がおっしゃっているように、将来にわたって、この問題はやはりもっと議論すべきだというふうに私どもも思っております。だから、議研のところでしっかり議論をしていきたいということもお話をさせていただいたにもかかわらず、残念ながら、このような形をとられたということについて、改めて議研の議論は何だったということ、私もその一員として非常に残念に思っている次第でございます。

こうしたことが、次への飛躍になるのかなということを実に思い悩んでいるところでございます。やっぱりこうしたことが、将来的に絶対あってはならないということ、自戒するとともに、さらなるよりよい議会のあり方について、それを議論することはやぶさかではないということ、付して、主な意見は本会議場で述べさせていただいておりますので、以上で反対意見といたします。

◆下山 委員 今回の議員提出議案は、一昨日の各派代表幹事長会において提案の意向が示されたと思います。その後、一切の説明もないまま、十二月三日朝、議長に提案されたものでありまして、議案の提案権を否定するものではありませんが、議会における委員会運営について規定するものであれば、これまで世田谷区議会で連綿として受け継がれてきた議会運営のあり方を尊重する必要があると思います。委員会条例の改正という重要な議案に関し、全く議会内部での協議もないまま提出議案として提案されることの見識を疑うものであります。過去に前例を見ない、理解のしがたい残念な行為であると考えます。

しかも、議案の内容を見る限り、なぜこのように唐突な議案の提出になるのか、全く理解ができません。議案の中身も、基本構想と議員定数だけについてであり、その運用についてもいささか不明な点も多く、まさにつけ焼き刃的な議案とも思えます。十分検討されているのか疑問を持たざるを得ません。

よって、議員提出議案第九号に対しては反対をいたします。

◆風間 委員 我々世田谷区議会民主党は、今回提案されている条例に関しては反対という立場であります。

まず我々は、今回公聴会ということが一つのテーマとなっておりますけれども、公聴会に関しては、議研の場においても定数削減の際にきちんとした制度にのっとってやりましょうということを提案してきております。しかし、今回の議事録の確認をしたところでも明らかになりましたが、今回提案されている、共産党、生活者ネットワーク、社民党などの方々は、これを議運に持ち上げて公聴会を開くということに関しては反対をされたというようなことも確認ができました。

この議研を我々は大変重視してきたわけでありまして、実際に議研を通じて幾つかの議会制度というものを、例えば海外視察であるとか、費用弁償というようなものは、なるべく全会一致というような形で進めてきたということでありまして、大変重視

をしておりました。これに対して質問もさせていただきましたけれども、質疑の中で、さも議員定数に関する条例改正案がその後出されたから出したのかということに関しては、完全なる否定の答弁もありませんでしたので、そういうような要素が多少あるのかなという印象を受けております。

また、今回の条例の質疑の中で、議員定数の削減に反対を表明している会派の方々が今回の条例提案者であったということも、議研の副座長のほうに確認をしまして、また、それぞれの会派の皆さんの話からも確認することができました。

以上のことから、そもそもこれまでの議研の枠組みを飛び越えてこのような形で最終日に提案してくるということに対して、まずは大変なる遺憾の思いでありますし、不信感があるという前提があります。とはいえ、出されてきた条例に関して、しっかりとこれだけ時間をかけて審議をしてきましたので、その内容面にてきちんと判断もしていかなければならないと思っています。

我々が指摘しておりますのは、この議員定数に関する議案を審査するときは公聴会を開かなければならないというふうにしてありますけれども、今回の定数削減の際にも申し上げてきましたとおり、我々は日々活動している中で、区民の皆様からもまさに公聴をしているわけでありまして、区民の皆様の意見、その時々意見を幅広く聞いていると自負しておりますから、その場、その場において検討していくというやり方もあると考えております。

また、基本構想または議員の定数に関する議案を審査するときということで限定されておりますけれども、ほかにも公聴会を開かなければならない事案というのはあるのではないかと考えております。

ゆえに、以上の理由から今回の提案された条例に関しては我々は反対とさせていただきます。

○菅沼 委員長 これより採決に入ります。

お諮りいたします。採決は挙手によって行います。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○菅沼 委員長 挙手少数と認めます。よって、議員提出議案第九号は否決と決定いたしました。

以上で議案審査を終わります。

-----

○菅沼 委員長 議案審査が終了いたしましたので、本件についての発言の申し出がある場合には、三十分後までに、同時に賛否についても申し出をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅沼 委員長 さよう決定させていただきます。

二日間にわたる活発なご議論ありがとうございます。これから委員長報告を作成することになりますが、今回の議案審査における質疑及び意見の状況を踏まえると、作業の時間が必要になります。ざっくばらんにいうと、どのくらい時間がかかるかわからないということなので、そこで、会議録により、議論の経過が確認できる状況となるので、今回の委員長報告での質疑の経過については省略して作成したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

二日間にわたる大変活発なご議論いただいて、委員長報告をつくるのに、今の段階だとどのくらい時間がかかるかわからないという状況でございます。質疑の経過については省略したいというふうに思います。

事務局、補足できますか。

◎河上 区議会事務局長 現在から、会議録がまだ当然、速記の方もいらっしゃいますけれども、即座にそこから要約するという作業には入れません。当然発言内容を確認して、それを再現するというふうなことが考えられ、もし委員長報告を通常どおりのやり方で作成するとなると、夜が明けてしまうような時間帯にもなります。委員長報告が作成されない限り本会議が開けないということで、そこにずれ込むということ、それでもよろしいということであれば、これから作業に入ろうかと思えますけれども、ここで、先ほど委員長が言われたように、質疑に関しての委員長報告については省略をしていただいて、意見のみで委員長報告を構成させていただければ、比較的時間は短縮できるのではないかというふうに考えております。その点についてご協議をいただければと思います。

◆木下 委員外議員 そうしますと、先ほど提案者はもちろん意見を言えなかったわけですね。そうすると、反対意見だけが並ぶということになるんですね。それはいたし方のないことですか。

◎星 区議会事務局次長 今局長が話したとおりでございます。現実的に事務のほうを担当している私から言いますと、三時間半近く会議をやっています。実際に局長が言ったように、これからテープ起こしをやらなければいけないです。例えば三時間三十分やっているとする、テープ起こしするのにその倍はかかります。それからさらにまとめに入るとということになると、先ほど朝方と言っていましたけれども、昼近くになるんじゃないかというぐらいの、これはちょっと極端かもしれません。それで、今言っているのは、当然提案の説明はあります。最終的に質疑は省略させていただいて意見をやる。意見は、あと発言をされたい方については本会議でも発言できるということで、先ほどの三十分以内に発言の通告をいただきたいということで、今回は特例的にということでご協議いただければということでした。



◆あべ 委員外議員 きょう本会議をやって、委員長報告をやるということであれば、それは技術的に時間的な問題があるということですから、それは仕方がないのかなと思うんですが、ただ、きょうじゃない時間で、議会での議事録を残したりする部分での委員長報告の部分はちゃんと調整をするということなんですか。きょうは時間がないから、その分はあれして。

◎星 区議会事務局次長 まず会議録については、この委員会の会議録はすべて残ります。これは本会議の委員長報告ですから、これについては今回省略するということでご決定いただければ、省略したもので載るということになります。

○菅沼 委員長 委員長報告のことを決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅沼 委員長 さよう決定させていただきます。議事録のほうはきちんとなりますので、よろしく願いいたします。

その後、休憩後、本会議の進行について協議いたしますので、準備が整い次第、理事会、議運を開催したいので、ご承知ください。

-----

○菅沼 委員長 その他何かありますか。

◆竹村 委員 風間委員のご意見の中に、生活者ネットワークは、ちょっと正式ではないですが、公聴会を議運のほうに求めるということについて反対をしたというようなことを確認ができましたのでということをおっしゃいましたが、全くの事実誤認ですので、訂正をしていただきたいと思います。

◆羽田 委員外議員 共産党と社民党も言いましたよね。それもあわせて。

◆すがや 委員 私たちが申し上げたのは、今回の条例の議論の中で確認がとれたというのは、議研の中で議員定数削減に反対を表明していた会派が、今回の条例提案者の共産党さん、ネットさん、社民党さんなどであることがわかった、それは副座長からの質疑の中で明らかになったということを申し上げただけです。

◆羽田 委員外議員 確かに先ほどそういうふうに言っていますから、ちょっと調べて確かめていただいたほうがいいかもしれないです。確かに、客観的に三人は聞いていますよね。それは明らかに言っていますよ。

◆風間 委員 私がどう言ったかは調べてもらえればと思いますけれども、議研の中で公聴会を正式に議運に上げてというところで、確かに三つの会派の名前を挙げて、議運に上げてやるということに関して反対している印象を受けましたというようなニュアンスでは言いました。それは、その裏づけにあるのは、この議事録から確認できたということによっておきますので。

○菅沼 委員長 この後、今ご説明したように、理事会、議運があります。そのときまでに時間をいただいて確認をするということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅沼 委員長 さよう決定させていただきます。

---

○菅沼 委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前二時三十八分散会

---

署名

議会運営委員会

委員長